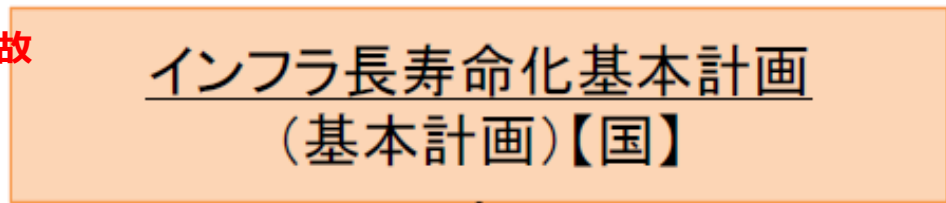
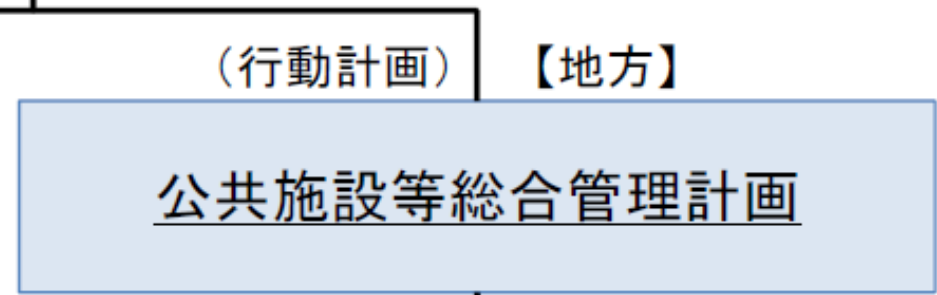
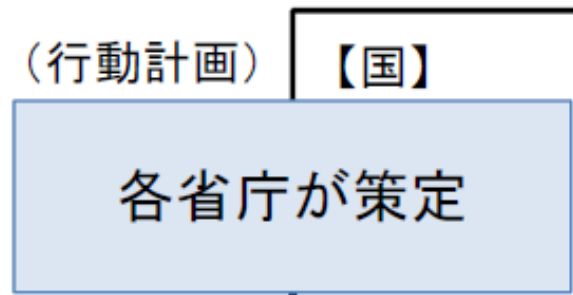


H24.12 中央自動車道
笹子トンネル天井板落下事故

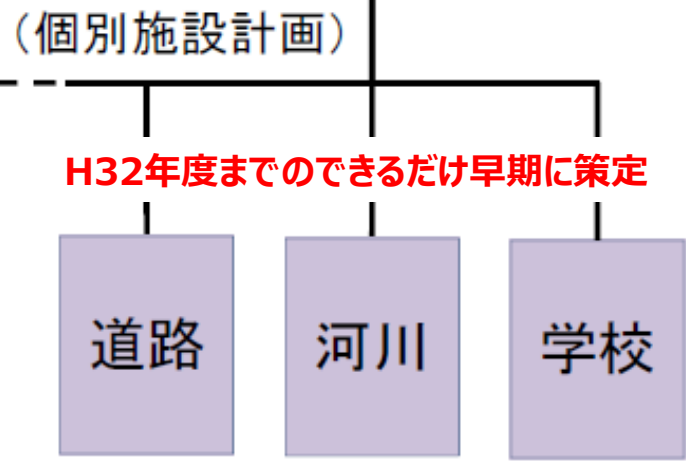
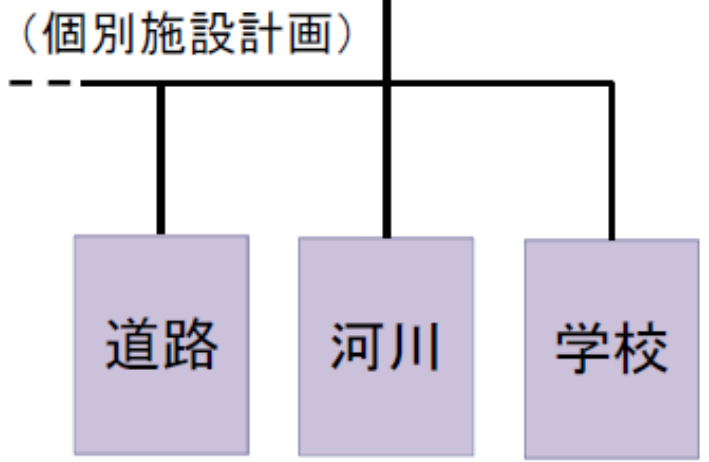


H25.11 関係省庁会議決定



H27.3文科省行動計画

H28年度末 策定率 98.2%



【出典】「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要（平成26年4月22日） 総務省

背景

- すべての国民がスポーツに親しみ楽しめる等の機会の確保(スポーツ基本法前文)
- 身近にスポーツに親しめる施設の整備・運用改善(スポーツ基本法第12条)

実現のためには、施設の老朽化や人口構成の変化等への計画的な対応が必須

- ・メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備(インフラ長寿命化計画・文科省行動計画)
- ・施設の集約化・複合化(骨太方針2016)
- ・ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の確保(第2期スポーツ基本計画)

➡ 地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供できるようガイドラインを策定

ガイドラインの概要

- スポーツ施設の現状把握(整備状況や老朽化の状況等)
- スポーツ施設の特徴と考え方(多種多様、防災上の位置づけ、民間施設との連携、学校体育施設の活用、PPP/PFI等)
- 地方公共団体が行う計画策定の手順

・市区町村(都道府県)が策定主体

・H32までに策定

・計画期間10年以上

基本情報の把握

施設の現況評価
(1次評価)

地方公共団体が保有する施設について
基礎情報(安全性・機能性・経済性・耐震性)に基づき、
施設の方向性(維持・改善・改廃)を簡易的に判定

スポーツ施設の
環境評価(2次評価)

人口動態等を踏まえたスポーツ施設全体の総合的方针を定め、
利用人数や住民ニーズ等による優先度を評価し、
施設の基本方針(機能保持、総量コントロール、建替再整備)を判定。不足する場合は対策を検討。

個別施設計画

1次評価と2次評価を踏まえ
個別施設に対する適用手法(長寿命化、機能改修、耐震改修、集約化、複合化、新規整備等)を定め、
行動計画とする。

社会体育施設（単位：管理者数）

平成29年4月1日時点

管理者	①管理者総数	②計画策定 対象管理者数	③計画策定 完了管理者数	④策定対象割 合(②/①)	⑤計画策定率 (③/②)
合計	1,914	1,914	194	100%	10%
都道府県	61	61	23	100%	37%
指定都市	23	23	11	100%	47%
市区町村	1,830	1,830	160	100%	8%

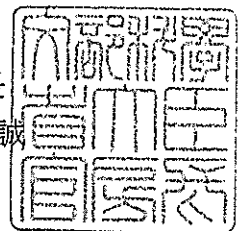
【出典】個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査結果（文部科学省）



29文科施第301号
平成30年1月10日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各国立大学法人の長
各公立大学法人の長
各大学共同利用機関法人機構長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立科学博物館長 殿
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立文化財機構理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房長
藤原 誠



(印影印刷)

個別施設計画の策定について（通知）

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

文部科学省では基本計画を踏まえ、所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するとともに、各設置者に向けて行動計画・個別施設計画をそれぞれの目標年度までに策定していただくようお願いしてきたところです（平成27年3月31日付け26文科施第56

9号「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）」。

行動計画については、平成28年度までの策定を目標としており、平成29年4月1日現在の策定状況は、概ね完了しておりますが（別紙1（平成29年9月4日 第4回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会））、未策定の設置者については、一刻も早く策定いただくようお願いします。

また、個別施設計画については、上記通知において、平成32年度までの策定をお願いしておりますが、平成29年4月1日現在の策定状況に関する調査では、文部科学省所管施設における計画策定率は、他の各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況となっております（別紙2（平成29年12月25日 第5回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会））。

については、個別施設計画が未策定の設置者については、行動計画や施設の点検・診断結果に基づき、できるだけ早い時期の策定に向けて取り組んでいただくよう、改めてお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県知事部局におかれては、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長部局に対して周知いただくようお願いします。

【調査結果公表ホームページ】

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/

＜本件問合せ先＞

大臣官房文教施設企画部施設企画課

施設マネジメント係

TEL 03-5253-4111（内線 4669）

03-6734-2291（直通）